

○ 前文の修正案について

中間案	修正案
<p><u>近年、障がい者の権利の擁護を図る取組が国際的に進展しており、平成十八年十二月には、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。</u></p> <p>障害者の権利に関する条約は、障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずるといふ社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がい者に基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置を講じることが定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として<u>全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整を行うこと</u>であることを明らかにした。</p> <p>これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などの<u>取組を推進</u>しており、三重県においても、これらを踏まえ<u>つつ、障がい者の権利の擁護を図る取組を推進</u>しているところである。</p> <p>しかしながら、現状においては、障がい者はもとより、その家族も様々な差別に直面している状況が存在する。また、障がいを理由とする差別の解消を図る上で社会的障壁の除去を実施することが重要であることについての理解がいまだ十分でなく、社会的障壁の除去の実施を推進することが依然として課題となっている。加えて、障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある。</p> <p><u>障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる三重県づくりを進めるに当たっては、障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消を図ることが必要であり、そのためには、県民が互いに支え合う心を育むとともに、社会全体で常に障がい者の立場に立って社会的障壁の除去の実施に取り組む環境を整備していかなければならない。</u>我々は、このような<u>三重県づくりを進めることが、ひいては誰もが幸福を実感することができる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現にも寄与することになると確信している。</u></p> <p>ここに、<u>全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを決意し、この条例を制定する。</u></p>	<p>平成十八年十二月、<u>障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。</u></p> <p>障害者の権利に関する条約は、「障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」といふ社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がい者に基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることが定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「<u>必要かつ適当な変更及び調整</u>」であり、<u>恩恵的に施されるものではない</u>ことを明らかにした。</p> <p>これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための<u>取組を進め</u>ているところである。</p> <p>しかしながら、<u>今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な差別に直面している。また、障がい者とその家族は、障がい者が地域において自らの選択に基づき生活することについて不安を抱えている現状がある。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。</u>我々は、このような<u>取組を進めることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるもの</u>と確信している。</p> <p><u>障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。</u></p> <p>ここに、<u>我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。</u></p>

<修正案のポイント>

委員会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえて、

- ・ 全体的に、できる限り柔らかく、分かりやすい表現に言い換えるようにした。
- ・ 第一段落・第二段落の障害者の権利に関する条約からの引用部分は、できる限り分かりやすく要約するようにするとともに、社会モデルや合理的配慮の考え方は重要であることから引用部分を残しつつ、引用であることを「」で明示した。
- ・ 第二段落において、「合理的配慮は恩恵的に施されるものではない」という基本的考え方を明記した。
- ・ 第四段落において、社会的障壁を除去する前提として、「障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識することの重要性」についても明記した。
- ・ 第四段落とのつながりを分かりやすくするよう、第五段落の構成を改めた。
- ・ 第六段落を追加するとともに、第七段落を改めることで、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり、共生社会の実現についての県民の思いを高らかに宣言した。